

くにたち人権月間2025 キッチンカー出店募集要項

1. くにたち人権月間について

市では、平成31年4月に「国立市人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちづくり基本条例」を施行し、ソーシャル・インクルージョン※の考え方を基本とした人権・平和のまちづくりを推進しています。※全ての人を社会の一員として包み支え合い共に生きるという理念。

「くにたち人権月間」は、毎年国の人権週間（12月4日～10日）の時期に合わせて様々な人権課題をテーマにした催しを市民等との協働により実施しており、今年で5回目となります。

今年は、11月29日（土）に、FSXホール（くにたち市民芸術小ホール）を会場として、終日いろいろな催しを実施します。そこで、来場の皆様に軽食を楽しんでいただけるよう会場入り口前にキッチンカー出店を企画します。

下記事項をご確認の上、ご応募お待ちしております。

2. 出店業者の資格及び基準

- (1) 食品営業許可証を有すること。（東京都の許可を得て食品営業自動車（キッチンカー）を持っていること。）
- (2) 出店申込者と営業許可証と当日営業する者の名義人が同一であること。
- (3) 保健所が定める適切な衛生管理と加工（調理等）ができる者。
- (4) 原則としては国立市内の事業者優先だが、出店数に達しない場合、市外業者も出店可能。
応募多数の場合は、主催者（市）において選考する。
- (5) 反社会的勢力でないこと等の表明・確約に関する規約を読んで同意した上で申し込むこと。
- (6) 説明会に必ず出席すること。※どうしても出席できない場合はご相談ください。
- (7) 「国立市人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちづくり基本条例」が示す人権・平和のまちづくりの理念、及びくにたち人権月間の趣旨を理解し、食品を提供することを通じてくにたち人権月間2025を盛り上げ、人権啓発に寄与する意思があること。また、出店が決定した際には、主催者（市）の求めに応じて、出店業者の有するホームページやSNS等を通じてくにたち人権月間2025の広報に協力すること。
- (8) ワンコインで購入可能な品など、いわゆる軽食として安価に購入できる飲食物を主に販売するものであること。
※別途、パン販売を行う予定があることから、販売物の重複を避けるため、キッチンカーでのパン販売は不可とさせていただきます。
※キッチンカー間での販売する品の重複を極力避けるため、参加決定後に販売する品の調整を行わせていただく場合があります。
- (9) 出店に必要な機材・設備等の一切を準備できること。

3. 開催日

令和7年（2025年）11月29日（土）

4. 販売時間

午前11時30分～午後3時30分

※準備は当日午前9時以降可能。片付けは当日午後4時30分までに完全撤去が必要。

5. 募集台数

キッチンカー3台程度

6. 出店場所

FSXホール（くにたち市民芸術小ホール）と谷保第四公園の間の市道（歩道） …別紙参照

7. 申込から当日までのスケジュール

- (1) 申込開始：令和7年（2025年）9月1日（月）午前9時
申込締切：令和7年（2025年）9月22日（月）午後5時（必着）
- (2) 選考

申込内容を主催者（市）にて確認し選考いたします。

出店の可否が決まり次第、ご連絡いたします。

※出店料はありません。

(3) 説明会

日時：令和7年（2025年）11月4日（火）午後6時～（1時間程度の予定）

場所：国立市役所3階 第1会議室

※参加許可証、車両搬入出許可証、区割り図等をお渡しします。

※主催者（市）からの説明や諸注意等を行います。

※説明会には必ずご出席ください。やむを得ず出席できない場合は必ず事前にご連絡ください。説明会に連絡なしで欠席された場合は、出店とりやめの可能性もあることをご承知おきください。

(4) 出店当日

準備：午前9時以降に可能

販売時間：午前11時30分～午後3時30分

撤収：～午後4時30分

※当日、主催者（市）からアンケートを配布しますのでご協力をお願いします。

8. 申込方法

郵送、メール送付、持込のいずれかの方法によりお申込ください。

（郵送の場合）〒186-8501 国立市富士見台2-47-1

国立市役所 市長室平和・人権・ダイバーシティ推進係 宛て

（メール送付の場合）メールアドレス：sec_diversity@city.kunitachi.lg.jp

※必要書類をPDF又は写真（鮮明に撮影されたもの）にて添付してください。

（持込の場合）国立市役所2階31番窓口（市長室平和・人権・ダイバーシティ推進係）へ持込ください。

9. 申込時に必要な書類

(1) キッチンカー出店申込書

(2) 東京都内の保健所発行の営業許可証の写し、及び許可証に付随する書類一式の写し

(3) 営業している時の写真

（①キッチンカー全体、②車のナンバープレート、③当日の看板・のぼりなど）

(4) 車検証（キッチンカー）の写し（寸法がわかるもの）

(5) 食品衛生責任者又はそれに代わる資格証明書の写し

10. 出店要項

(1) 指定された場所を他人に貸したり、目的外に使用できません。（名義貸し、又貸しの禁止）
必要に応じて、当日、市より身分を証明するものの提示を求める場合があります。

(2) 指定された場所以外で販売できません。キッチンカーの前に机を出しての販売は禁止です。

(3) 全ての商品に販売価格を提示してください。

(4) 出店場所となる地面のへこみや破損等防止のため、キッチンカーのタイヤと地面との間に、緩衝材となる板などを必ず敷いてください。（ブルーシートのみは不可）

(5) アルコールの販売はできません。

(6) 歩道、出店場所を含むすべての場所への席やテーブルの設置は禁止します。製造及び販売は車内で完結するようにして下さい。

(7) 指定された営業時間を厳守してください。

(8) 東京都内の保健所発行の営業許可証、主催者（市）発行の許可証、車両搬入許可証を必ず携帯して見える場所に掲示してください。

(9) 盗難及び危険防止等のために営業にともなう管理を十分に行ってください。

①主催者（市）は、盗難その他不測の事態が生じて一切の責任を負いません。

②販売者の配置に関しては、来場者の安全が確保できるように努めて設営にあたってください。

③品質管理を行ってください。（食品衛生上の対応、材料の把握、アレルギー表示等も含む。）

(10) 申込後、出店内容の変更は認められません。また、参加申込書に記載されていない商品は

販売できません。

- (11) 当日は、不測の事態以外は、4. 販売時間の終了時刻まで営業を続けてください。
- (12) 搬入出及び営業時間を通じ、警備上あるいは安全対策上行う主催者（市）側のスタッフによる注意、指導等に対しては、出店者はこれに従ってください。
- (13) 主催者（市）は、紛失、火災、損傷などの損害、出店等に関して生ずる来場者への損害等に対しては、賠償の責任を負いません。出店者は必要に応じた相応の保険をかける等措置を講じてください。
- (14) 調理に火気を使用する場合、キッチンカー内には必ず消火器を設置してください。
- (15) 申込書類は、キッチンカー1台につき一式提出ください。
- (16) 主催者（市）からの設備・備品等の貸し出しは一切行いません。
- (17) 排煙、臭気、振動、大音量を伴うものや、公序良俗に反するもの、法令違反の商品や製品は持ち込めません。
- (18) 出店者は、衛生面に最大限の努力をし、事故、苦情等が発生しないように注意してください。また、帽子、エプロン、手袋、マスクは必ず着用してください。
- (19) 保健所及び主催者（市）より保健衛生に関する指示があった場合は、必ず従ってください。
- (20) 食品衛生法その他関係法令等を遵守し、衛生管理及び新型コロナウイルス感染症予防対策を徹底してください。（手洗いタンク、石鹸、排水用設備、消毒用アルコールの設置）
- (21) 商品、レジ金や売上などの現金の管理は、出店者の責任にて管理ください。販売した商品に対する一切の責任は、出店者に帰属するものとします。
- (22) 加工食品の販売や会場内での調理には、保健所の許認可届が必要な場合がありますので、出店者の責任において各種法令を確認の上、必要に応じ取得してください。
- (23) 出店の際は、食品衛生責任者の資格を有するスタッフを常駐させてください。
- (24) スtock場所はありませので、在庫の保管は車内で行ってください。
- (25) 出店に必要な備品等の調達及び搬入出に係る費用等、全て出店者が用意しその費用をご負担ください。
- (26) 営業中の飲酒はできません。
- (27) 開催場所での喫煙をしないこと。（喫煙する場合は、近隣の喫煙所をご利用ください。）
- (28) 他出店者やイベント来場者に迷惑をかけないこと。
- (29) 売買等におけるトラブル、人身事故、物損や盗難等の事故は、全て当事者間で解決することとし、主催者（市）は一切の責任を負いません。
- (30) 営業場所や近隣の公園などに損害等を与えた場合は、原状回復のための費用を頂きます。
- (31) 営業場所への搬入出の際、舗装等を汚染、破損、損傷させないようご注意ください。
- (32) 事故クレーム等があった場合は、直ちに主催者（市）に連絡し、適宜対応の指示を受けた上で慎重に対応してください。
- (33) 開催当日、各店の写真を撮影します。撮影した写真は、HPや広報等で使用する場合があります。
- (34) 出店者選定後、主催者（市）が求める条件等を満たせなかった場合は、決定を取り消すことがあります。その取り消しにより、出店事業者に損失が生じてても、主催者（市）はその損失を補償しません。また、出店事業者は主催者（市）に対し一切補償の請求は行わないこととします。
- (35) ごみは各自で持ち帰り下さい。販売したお客様のごみは各店で回収するようにお願いします。
- (36) 近隣の公園の水道での洗い物は禁止です。（洗剤や油を流さないでください。）
- (37) 少雨決行です。大雨等の場合は中止となります。
中止決定時刻：当日午前6時（予定）
- (38) 政治的・宗教的な活動は一切禁止です。（類似行為も禁止。）
- (39) 署名活動は一切禁止です。
- (40) チラシは出店区域内のみ可能です。（政治的・宗教的なもの類似行為なものは禁止）
- (41) この出店要項に定めていない件に関しては、主催者（市）の指示に従ってください。
- (42) キッチンカー以外の車両での一時搬入時の駐車は許可しますが、搬入許可証は必要ですので申込時に申請してください。荷物の積み下ろしが終わりましたらキッチンカー以外の車両は速やかにご移動をお願いします。キッチンカー以外の車両は荷下ろし積込時以外は会場内駐車禁止です。近隣の駐車場をご利用ください。

別紙 出店場所



くにたち人権月間 2025 キッチンカー出店申込書

私は、くにたち人権月間 2025 キッチンカー出店募集要項に記載の内容を理解し遵守するとともに、「反社会的勢力でないこと等の表明・確約に関する規約」に基づく暴力団等反社会的勢力でないことを表明・確約し、次のとおり申し込みます。

申込書記入日		2025年 月 日
出店店舗名		(フリガナ)
事業者情報	申込事業者名 (屋号)	
	事業者代表者名	(フリガナ)
	事業所在地	
	事業者代表電話番号	
	事業者メール	
担当者情報	担当者氏名	(フリガナ)
	担当者電話番号 (当日連絡がつく携帯電話番号等)	
	担当者メールアドレス	
車両情報	キッチンカーの車両情報	全長 mm 全幅 mm 全高 mm 車両タイプ 小型(～1t 程度)、中型(1～1.5t 程度)、大型(1.5～2t 程度) ※↑当てはまる大きさに○をつけて下さい
備品	販売にあたり、キッチンカーの外に設置予定のもの(のぼり、看板など)の数量・大きさをご記入ください。	
商品目情報	販売品目を記載下さい↓	販売価格を記載下さい↓
持参される地面保護のための緩衝材を記載下さい		
キッチンカー以外の車両駐車の有無 (一時的な搬入出に限ります)		(車種、台数)

(その他必要書類)

- ・東京都内の保健所発行の営業許可証の写し、及び許可証に付随する書類一式の写し
- ・営業している時の写真 (①キッチンカー全体、②車のナンバープレート、③当日の看板・のぼりなど)
- ・車検証 (キッチンカー) の写し (寸法がわかるもの)
- ・食品衛生責任者又はそれに代わる資格証明書の写し

申込・問合せ 国立市市長室平和・人権・ダイバーシティ推進係 (市役所 2 階 31 番窓口)

〒186-8501 国立市富士見台 2-47-1

メール: sec_diversity@city.kunitachi.lg.jp 電話: 042-576-2111 (内線 256)

反社会的勢力でないこと等の表明・確約に関する規約

- 1 私（個人・法人・団体）は、現在又は将来にわたって、次の各号の反社会的勢力のいずれにも該当しないことを表明・確約いたします。
 - （１）暴力団
 - （２）暴力団員又は暴力団員ではなくなつてから５年を経過しない者
 - （３）暴力団準構成員
 - （４）暴力団関係企業
 - （５）総会屋等
 - （６）社会運動等標ぼうゴロ
 - （７）特殊知能暴力集団等
 - （８）その他前各号に準ずる者及び団体

- 2 私（個人・法人・団体）は、現在又は将来にわたって、前号の反社会的勢力と次の各号のいずれかに該当する関係も有しないことを表明・確約いたします。
 - （１）反社会的勢力によって、その経営を支配されている関係
 - （２）反社会的勢力がその経営に実質的に関与している関係
 - （３）反社会的勢力を役職員や顧問としたり、反社会的勢力に紛争解決の依頼や相談をしたりするなど、反社会的勢力を利用していると認められる関係
 - （４）反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関係
 - （５）役職員又は経営に実質的に関与しているものが、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係

- 3 私（個人・法人・団体）は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを表明・確約いたします。
 - （１）暴力的な要求行為
 - （２）法的な責任を越えた不当な要求行為
 - （３）取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - （４）風説を流布し、偽計又は威力を用いて主催者（市）の信用を棄損し、又は主催者（市）の業務を妨害する行為

- 4 私（個人・法人・団体）は、上記各項のいずれかを満たさないと認められることが判明した場合又はこの表明・確約が虚偽の申告であることが判明した場合は、「くにたち人権月間２０２５」への出店停止・拒絶を受けても異議を申しません。これにより損害が生じた場合でも、一切私の責任といたします。また、上記各項のいずれかに該当するか否かの確認のため、主催者（市）が専門機関（立川警察署）に照会することについて同意します。